

パイン

-PIN-
Paper Iwate NPO

VOL.2 2016年11月発行

いわてのNPO・ ボランティア活動情報誌

いわてのNPO・ボランティア活動を
笑顔でつなぐパイン



特集

ひろげよう活動の輪

NPO法人みやこラボ 2-3

岩手県からのお知らせ... 4

岩手県社会福祉協議会
からのお知らせ 5

「災害ボランティアセンター」
ってなんだろう? 6

助成金情報 7

NPO活動交流センター
からのお知らせ 8

【表紙のご紹介】

達古袋大運動会

9月4日(日)一関市萩荘の達古袋地区で達古袋大運動会が行われました。少子高齢化の影響で参加者が減少傾向にある中、地域の枠を超えて岩手県内外から「助っ人」を募集し、地元住民との交流や前日の準備・当日の大運動会を盛り上げました。

特集 ひろげよう活動の輪

NPO法人みやこラボ

この法人は、岩手県宮古地域等における地域再興において、地域の価値を繋ぎ組合せることによって、文化な創造・発展及び創造的な地域づくりを担う心豊かな人材を育むこと等により、持続可能な地域社会に寄与することを目的としています。

代表理事の金野 侑さんにお話をうかがいました。



災害ボランティアセンターでの打ち合わせ中の金野代表(左)

個人・団体としてできること

東日本大震災・津波が、生まれ育った街を襲いました。一瞬にして無残な姿になってしまった地元、宮古地域のために何かしよう、私だったら何ができるかと考えていました。

宮古市災害ボランティアセンターが開設されたのをきっかけに、災害ボランティアとして、家財の運び出し、ヘドロのかき出しやがれきの撤去などを行いました。被災された方からの「おおきに」や「ほに、助かったあが」の言葉はとても励みになりました。

地元はもちろん、県内・全国からのボランティアが多数集まり、そして作業依頼の件数も増え続けていきました。必然的に災害ボランティアセンター業務も増えて、運営スタッフの不足や支援情報の把握や発信がスムーズにいかないなどの支障が出てきました。

そこで、個人として活動に参加することではなく、宮古出身の若者を中心に平成23年7月「災害復興支援団体」を立ち上げ、ボランティアセンターの運営補助にも参画しながら、さまざまな団体と連携し、全国からの支援と宮古地域をつなげる活動や、仮設住宅などでのボランティア活動の支援も行いました。

芸術文化と地域をつなぐ「映画祭」

仮設住宅などでの復興ボランティア活動もひと段落し、復興へ向けた街づくりが始まる中、地域の価値をもう一度掘り起こし、芸術文化を研究・つなげる活動を行いたいと思い、平成26年2月「NPO法人みやこラボ」を設立しました。

ハード面での復興は着々と進んできていましたが、ソフト面の復興が遅れていることに着目し、三陸で唯一の映画館「シネマリーン（平成28年9月閉館）」を運営していた、みやこ映画生活協同組合と連携し、平成24年から「みやこほっこり映画祭」を開催しています。（第1回、第2回は任意団体として開催）

寒い冬ですが、「ほっこり」をテーマに、映画を中心とした、心から温まるキャンペーンを実施していく企画です。上映作品は市民がセクターになり「ほっこり映画」を選定・推薦してもらい、映画を観て終わりではなく、1作品+1イベントを基本として、映画+αで楽しんでもらえるようにと考えました。市民参加型のひと味違った映画祭と自負しています。

また、三陸沿岸地域の冬季における観光面での交流人口拡大の一助になればと思っていますし、ゆくゆくは、宮古地域を超えて、三陸映画祭にしたいという目標もあります。



ほっこり映画祭のレセプションにて

NPO法人と地域文化・団体との連携・協働

平成28年「台風10号」の豪雨災害で再び

5年の間で地震・津波と台風豪雨という二度の災害が起こってしまい、今回災害に見舞われた地域はまた津波が押し寄せた状況でした。国道106号・340号は寸断され、地域の孤立が解消されないまま、再び宮古市災害ボランティアセンターが開設されました。

災害ボランティアセンターを運営する「宮古市社会福祉協議会」、高校生を中心とした若者活動を支援する「NPO法人 みやこベース」と連携しながら、ボランティアセンターの運営が開始されました。

センターの立ち上げと運営、ボランティア募集の声掛け・作業依頼の調査、情報の受発信などの役割分担が自然とできたように感じます。これも普段からの連携した活動があつてこそだと思います。そして、全国から仮復旧の道路をう回や、交通機関を乗り継ぎながらボランティアに参加いただいた方々に感謝します。

災害発生時の地域団体の連携計画は地域ごとにそれぞれありますが、いざ当事者になってしまうと、組織・団体でも行動に移せなくなるかもしれません。そのようなことが無いように、普段から地域内外のさまざまな団体や個人を知り、私たち団体の役割や使命を認識し、活動することの大切さを感じました。

実は、ピアノを弾くことが特技なのですが、ボランティアセンターでの朝のレクリエーションで恒例となった生演奏のラジオ体操は、私が演奏をしています。「生演奏のラジオ体操を聞きにきました!」というボランティアの方もいて、演奏をほぼ欠かさずに続けてきていたのでとてもうれしかったです!



ラジオ体操を生演奏中!



災害ボランティア活動の様子

街の文化となる事業を展開したい!

今後は、芸術文化を軸とした活動を続け、厚みや幅を増すことで、街の文化となれるような事業を展開していきたいです。

また、宮古地域の市民活動団体のチャレンジとサポートにも力を入れていきたいと考えていて、緩やかな連携・協働と相乗効果をコンセプトに、被災者支援ショップを運営する「株式会社 かけあしの会」や、映画と地域・ひとをつなぐ事業を展開する「みやこ映画生活協同組合」と協働で、コミュニティカフェスペースを併設した事務所を構えています。

このカフェスペースの活用は、市民活動の勉強会や活動事例の研究会のほか、サロンや打ち合わせなどのフリースペースとして利用いただいています。そして、今年で第5回目となる、「ほっこり映画祭」も宮古市末広町商店街を中心に12月2日~4日まで開催します。

最後にお願いですが、映画祭などの事業運営を資金面でサポートいただける方、そしてボランティアスタッフも募集していますのでご協力ください!一緒に宮古地域のさまざまな文化をコラボレーションしていきませんか?

NPO法人みやこラボ

〒027-0052 岩手県宮古市宮町2-2-6
TEL:050-8881-1119 FAX:050-3588-3529
E-mail:info@miyacolab.org
URL: <http://www.miyacolab.org>

みやこほっこり映画祭

URL: <http://www.hokkori385.com>

「NPO法人環境パートナーシップいわて」が仮認定NPO法人から、
認定NPO法人となりました!

○NPO法人環境パートナーシップいわて
代表者:代表理事 野澤 日出夫
住所:岩手県盛岡市厨川5丁目8-6
TEL:019-681-1904
法人設立目的:岩手県内の環境団体、事業者、研究者、行政等あらゆる主体による環境パートナーシップを構築し、連携を強化することにより、未来の世代へより良い環境を引継ぐため環境教育及び環境保全・創造活動を促進し、県民が持続的発展可能な循環型社会の実現に寄与する。

・認定期間:平成28年8月29日～平成33年8月28日(5年間)

これで県内の認定NPO法人は12法人、仮認定NPO法人は2法人となっています。

認定NPO法人制度を大いに活用し、復興支援や地域づくりなど、NPO活動を促進させましょう。

【認定NPO法人制度とは】
財政基盤が脆弱なNPO法人への寄附を促すもので、岩手県の認定を受けることにより、寄附をする側も受ける側も税制上のメリットを得ることができます。



認定書交付の様子 NPO法人環境パートナーシップいわて 野澤代表理事（右）

認定NPO法人専門員による相談窓口
岩手県環境生活部 若者女性協働推進室
火曜日を除く平日 午前9時～午後5時
〒020-8570 盛岡市内丸10-1
TEL:019-629-5199
FAX:019-629-5354
E-mail:AC0006@pref.iwate.jp

NPO法人の運営に係る
基礎講習会のお知らせ

NPO法人の運営に必要な基礎知識(総務・労務・会計等)を習得するための講習会を行いますので、ふるってご参加ください。

・13時～16時まで ・個別相談:16時～
・参加費:無料

※ご相談内容を事前にお知らせください。

NPO法人の運営に係る基礎講習会	
12月14日(水)	盛岡市 アイーナ

なお、NPO活動交流センターにおいて、NPO設立・運営や社会保険・年金に関する無料相談会も行っておりますので、ぜひご利用ください。

・各日ともに13時～16時まで
※ご相談内容を事前にお知らせください。

NPOや年金に関する無料相談会	
12月17日(土)	アイーナ 団体活動室2
1月28日(土)	
2月25日(土)	

NPO会計講座開催のお知らせ

NPO法人新会計基準とNPO会計と税務およびNPO会計ソフトの実技等を習得するための講座を行いますので、ふるってご参加ください。

・各日ともに13時～16時まで
・個別相談:16時～ ・参加費:無料

※ご相談内容を事前にお知らせください。

NPO会計講座	
12月 2日(金)	釜石地区合同庁舎
12月 9日(金)	宮古地区合同庁舎
1 月19日(木)	大船渡地区合同庁舎
2 月 6日(月)	盛岡市 アイーナ

基礎講習会・無料相談会・会計講座
【お問合せ先・お申込先】
NPO法人シニアパワーいわて 担当:中村
TEL・FAX:019-626-0098
E-mail:zensyo.n@gmail.com

ボラン
ティア
豆知識

《大規模災害時の被災者や
復旧・復興活動を支える仕組み②》

前回に引き続き、大規模災害時の被災者や復旧・復興活動を支える仕組みとして、今回は、共同募金会が行う、「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州」(ボラサポ・九州)についてご紹介します。

○対象団体
被災地をはじめ全国で、熊本地震で被災された方々への救援や復旧・復興のための支援活動を現に行う5名以上で構成されるボランティアグループ、NPO法人、社会福祉法人、学校法人、公益法人、一般社団法人等の非営利団体

○助成対象プログラム①
①緊急救援活動(被災者が避難先を確保し、復旧作業の基盤が整うまでの時期における活動)
②生活支援活動(避難所生活から応急仮設住宅等での生活へと移行する時期における活動)
③復興支援～コミュニティ活動(一人ひとりの暮らしの質を高め、コミュニティの再生やまちの活性化を図る活動)

○助成対象プログラム②
①短期プログラム(14日未満の活動日数) 50万円以内
②中長期Aプログラム(14日以上30日未満の活動日数) 100万円以内
③中長期Bプログラム(30日以上)の活動) 300万円以内

○助成例(第一次助成案件の中から掲載)
〈短期的活動〉
・熊本地震被災者のための心のケア活動
・炊き出し等支援活動
・乳幼児・小中学生支援サービス活動
〈中長期的活動〉
・被災者のための避難所の炊出し、家屋復旧作業及び地域コミュニティ支援活動
・被災地のアレルギー患者(児)のサポート体制をつくる事業
・運動する場所の無い子どもたちのための心と体のリフレッシュ推進事業
・現地の方々の自立的な復旧・復興のための生活支援・見守りボランティア活動 等

【お問合せ先】
岩手県社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター
TEL:019-637-4483 FAX:019-637-7592
URL: <http://www.iwate-shakyo.or.jp/soshiki/volun/>
岩手県共同募金会 TEL:019-637-8889 FAX:019-637-9712
URL: <http://www.akaihane-iwate.or.jp/>

災害ボランティア活動をサポートする 【災害ボランティアセンター】ってなんだろう？

お問い合わせや支援要請の連絡はここに！

災害ボランティアセンターとは？ 災害時に設置される被災地での「災害ボランティア活動」を円滑に進めるための拠点です。

近年では、東日本大震災・津波やH28年台風10号豪雨災害など、大災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。

災害ボランティアセンターの運営の担い手

一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たち、NPO・行政が協働して担うことが多いです。

また、被災地外からの災害ボランティアセンターの運営経験者が関わる場合もあります。

災害ボランティアセンターの活動内容

【被災地のニーズの把握】

- ・家の片付け、避難所でのお手伝いなど、被災地の暮らしのニーズ（支援要請）を収集します。
- ・地域の実情をご存じのリーダーの人たちなどを通じてニーズの収集を行うほか、チラシ配布や直接要望を聞いて回ります。

【ボランティアの受け入れ】

- ・災害ボランティアセンターを立ち上げた場所を、被災地内外に情報発信し、活動を希望するボランティアの受付を行います。
- ・ボランティア活動を希望する人は、まずは災害ボランティアセンターを訪れ、状況把握や活動の準備をすることになります。
- ・被災地外から来るボランティアバスの受け入れに係る便宜を図ります。

【人数調整・資機材の貸し出し】

- ・被災された人たちからのニーズにあわせて、必要

なボランティアの人数などを調整します。

- ・活動のために道具が必要な場合、それらを準備して貸し出します。

【活動の実施】

- ・要望にあわせて、ボランティアが家屋や避難所などで活動します。

【報告・振り返り】

- ・活動結果、気がついたこと、住民からの要望などを報告し、その後の活動のために活かします。
- ・改善すべきことがあれば、センターを運営する人たちで話し合っ、対応を考えます。

■社会福祉協議会とは？

民間の社会福祉活動を推進している組織（社会福祉法人）で、全国・都道府県・市区町村ごとにあります（略して、「社協（しゃきょう）」と呼ばれています）。各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など地域の特性を踏まえ創意工夫をこらした独自の事業を行っています。

日頃から地元の自治会・町内会、ボランティア団体などのお付き合いがあることから、災害時には、ボランティア連絡協議会などボランティア活動に関わっている人やNPO、行政と協働で災害ボランティアセンターの運営に関わることが多くなっています。

【参考】内閣府（防災担当）HP「受援力」より



災害ボランティア活動の様子（宮古市）

助成金情報

助成金名	助成対象	助成金額	締切日	要項・詳細URL
地域リーダー・若者交流助成（平成29年度第1回）	国際的な知的交流・対話の担い手となる若い世代の育成を目的とし、地域社会に根ざした活動を行うグループやNPOなど、または青年や学生の団体が実施する国際的な対話型事業	1件あたり上限額：約60万円程度	平成28年12月1日（木）必着	独立行政法人 国際交流基金 http://www.jpfigo.jp/j/program/intel.html#2-1
S-1グランプリ 第4回いがす大賞	1. 東日本大震災及び熊本地震で被災した地域での、人とまちを「活かす」「イカしてる」取り組み 2. それ以外の地域で生まれた「いがす」実践	大賞：10万円＋副賞 準大賞：3万円＋副賞 活動提案賞：3万円＋副賞	平成28年12月2日（金）必着	NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター http://www.clc-japan.com/events/detail/6289
平成28年度 第3回社会福祉施設等の整備に対する助成	社会福祉施設等の補修改善事業	1. 更生保護施設：原則として助成対象経費の1/2以内、助成金限度額：1千万円以内。 2. 障害者支援施設：原則として助成対象経費の1/2以内、助成金限度額：500万円以内。ただし、助成事業対象箇所は、障害者支援施設内の便所及び浴室。	平成28年12月2日（金）必着	公益財団法人 車両競技公益資金記念財団 http://www.vecof.or.jp/news/2016/10/283.html
平成29年度 戦略的芸術文化創造推進事業	我が国の芸術文化の振興における課題について、それを解決するための取組	1件あたりの上限額：なし 積算	平成28年12月2日（金）必着	文化庁 http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/h29_senryakuteki_suishin.html
平成29年度 金融相談等活動助成事業	高齢者及び大規模災害の被災者並びに障がいのある人等を対象とした金融相談	1件あたりの上限額：10万円	平成28年12月5日（月）必着	一般財団法人 ゆうちよ財団 http://www.yu-cho-f.jp/kyotoku/kyotoku_index.html
平成29年度 金融相談等活動助成事業	「環境」をテーマに活動している市民団体に支援 1. 緑化・植花活動助成 2. 清掃活動助成	緑化植花助成：1団体あたり上限額：40万円／年 清掃活動助成：1団体あたり上限額20万円／年	平成28年12月10日（土）当日消印有効	一般財団法人 セブンイレブン記念財団 http://www.7midori.org/josei/index.html
社会福祉助成プログラム（後期分）	社会奉仕の精神と志に富み、公益性かつ実効性の高い事業	1件あたり上限額：原則200万円	平成28年12月15日（木）必着	公益財団法人 森村豊明会 http://morimura-houmeikai.jp/recruitment/
「積水ハウスマッチングプログラム」2017年度（第12回）助成	1. こどもたちの健全な育成に関わる活動 2. 環境や生態系の保全に配慮した活動 3. まちづくりや地域コミュニティに関わる活動	1件あたりの上限額：200万円	平成28年12月12日（月）17:00必着	積水ハウス株式会社 http://www.sekisuihouse.co.jp/matching/
第13回 精神障害者自立支援活動賞（リリー賞）	困難な状況を克服して社会参加を果たされた精神障害の方々の中から、特に優れた活動をなさっている方、グループ・団体	表彰状と副賞（当事者部門100万円、支援者部門50万円）を授与	平成28年12月31日（土）当日消印有効	認定NPO法人地域精神保健福祉機構（コンボ） https://www.comhbo.net/?page_id=4299

Q「非営利」とはどういうことですか？

A 非営利とは「利益を団体メンバーなどに分配せず、本来の社会貢献活動に充てること」を意味します。決して「お金をもらってはいけない、稼いではいけない」という意味ではありません。

NPOは組織を維持するためにも資金が必要ですので、きちんと利益を出して活動を継続できるように事業計画を立てることが大切です。

Q NPOは職員に給料を支払ってはダメですか？

A 労働の対価としての給料は利益の分配にあたりませんので、適正な金額であれば、職員に対して給料を払うことはまったく問題ありません。

Q NPO法人格を取得すると、どのようなメリットがあるのですか？ また、どのような義務が生じるのですか？

A 人格を取得するメリットは、団体の規模や活動内容などによって異なりますが、一般的には次のようなものなどです。

- (1) 契約や財産の所有などの法律行為を団体名で行うことができます(預金、自動車の登録、土地・建物の登記など)。
- (2) 法人として損害賠償の対応をすることとなるため、個人の責任と区別される。
ただし、法人の理事としての責任は残ります。

一方では、法人格を取得することによって、様々な義務が生じると言われています。主なものとして次のようなものが考えられます。

- (1) 所轄庁や法務局、税務署など関係官公庁への届出等が必要になり、怠った場合には罰金が科せられます。
- (2) 法人税法上の収益事業を行っている場合、法人住民税の均等割として約7万円が課税されるほか、所得が生じた場合には法人税、事業税、消費税などを納める必要があります。
- (3) 情報公開が義務づけられており、事業報告書、活動計算書や定款、役員および社員の名前・住所が記載された名簿を公開する必要があります。
- (4) 法人が解散した後は、財産は戻ってきません。

編集後記

年に二度の大災害に見舞われた岩手沿岸地域。再び、全国からの温かい励ましと支援をいただいています。

孤立状態から解消された故郷に入り、普段からの市民活動を通じた地域内・外のつながりの大切さを再認識しました。

今後も息の長い支援と、地域に根ざした活動が大切です。また、いつ起こるか分からない災害への備えも必要です。あなたはその時、どのように行動しますか？ (岩見)

NPO活動交流センターのHPでは、様々なイベント情報や助成金情報を掲載しています。

みなさまからの市民活動情報やPINへの取材依頼もお寄せください。

URL: <http://www.aiinanpo.org/> E-mail: n-katsu@aiina.jp

アイーナ N活

検索

 **Twitter フォローお願いします!!!**
<https://twitter.com/aiinaNPO>

 **Facebook いいねお願いします!!!**
<https://www.facebook.com/aiinaNPO>